

「生活支援戦略」中間まとめに関する指定都市市長会意見

生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていないことから、社会経済情勢の変化に対応できておらず、制度疲労を起こしている。

リーマンショック以降、生活保護受給者は大幅な増加を続けており、とりわけ保護率の高い大都市においては、地方自治体の財政を大きく圧迫し、行政運営に支障をきたしている。更には、年金制度や最低賃金制度との不整合など、制度の矛盾点が顕在化するとともに、不正受給が後を絶たないなど、生活保護制度に対する国民の信頼が揺らいでいる。

このような状況のもと、指定都市市長会は、平成22年10月の「社会保障制度全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案」などにより、具体的な改革の提案を行ってきた。また、今年5月には、現在、国が策定を進めている「生活支援戦略」等について「生活保護制度の見直しについての指定都市市長会要請」として意見をまとめ、要請したところである。この中で示した低所得の高齢者への生活保障や生活保護費の全額国庫負担等、社会保障全般のあり方を含めた生活保護制度の抜本的改革について、国は、問題を先送りすることなく、真摯に実現に向けた検討を行うべきである。

このたび「生活支援戦略」の中間まとめが公表された。これで示されている生活困窮者支援体系の確立と生活保護制度の見直しの改革の方向性に関し、指定都市市長会としての意見は、以下のとおりである。

「生活支援戦略」の策定に当たっては、生活保護の現場で日々実務に当たっている地方の意見を十分に汲みとり、今日の社会経済情勢に応じた実効性のある改革の具体案を早急に策定し実施することを求める。

1 生活困窮者支援体系の確立について

(1) セーフティネット機能の十分な整備について

働く能力がある者は、生活保護制度ではなく、雇用・労働施策の中で自立する仕組みにするべきである。しかし、中間まとめで示された貸付と居住の確保などを柱とするセーフティネットは、生活困窮者への貸付が自立後の返済による再困窮の原因となるおそれがあること、生活困窮者には多重債務者もあり、更なる貸付の有効性に疑問があることから、セーフティネットとしては不十分である。

また、現行の求職者支援制度は、給付額が生活保護よりも少ないなど、セーフティネットとして十分に機能していない。

このため、第2のセーフティネットとして、生活保護と同等以上の給付水準を確保するとともに、ハローワークによる職業相談等の就労支援及び居住の確保と、民間事業者による家計再建等の自立支援が一体となった制度を構築し、働く能力のある者が生活保護に至らずに自立できるようにするべきである。

(2) 「貧困の連鎖」の防止のための取組について

生活困窮、孤立状態にある又はそのおそれのある子ども・若者は「貧困の連鎖」に陥るリスクが高く、この世代に対する支援を行うことは非常に重要である。

養育相談、学習支援等は、生活保護受給家庭だけでなく、養育機能が不足している家庭に対しても実施すべきであり、身近な場所で相談や学習・生活支援等が受けられるよう居場所については、十分な数を設置する必要がある。

また、就労支援については、ひきこもりなどの孤立状態から就労に至るまでの継続的・段階的な支援が不可欠であり、そのために必要なマンパワーを確保するとともに、共同生活を通じた生活訓練や、幅広い分野における社会体験・就労体験等、個別の状況に応じた支援メニューを充実させる必要がある。

2 生活保護制度の見直しについて

(1) 地方自治体の調査権限等の強化

不正受給の未然防止など生活保護の適正化のためには、地方自治体の調査権限を強化する必要がある。そのためには、調査範囲の拡大だけでは不十分であり、調査先の回答義務及び合理的な理由なく回答を拒否する場合の罰則が不可欠である。

また、不正受給に対する罰則強化に当たっては、警察との協力・連携体制の強化等による実効の確保が必要である。

(2) 医療扶助の適正化

医療扶助の適正化について、医療機関の指定の在り方の見直し及び医療機関への指導・検査を国と地方が協力して行う仕組みの導入等、医療機関に対する指導などを強化するべきである。

また、最低生活を保障した上で医療費を一部自己負担する仕組みの導入等も検討するべきである。

(3) ハローワークと一体となった就労支援の抜本強化

働く能力がある被保護者については、保護開始の際の早期かつ集中的な支援が有効である。また、福祉事務所が被保護者の能力や求職状況に応じた的確な指導を行い、ハローワークが被保護者の生活状況に適した職業を紹介するなど、両者が連携協力して被保護者の自立を目指した支援を行うために、ハローワークと福祉事務所の情報共有及び福祉事務所への求人端末の設置等の取組をさらに進めるべきである。

(4) 増加する高齢者世帯への対応

高齢化の進展により増加する高齢者世帯への対策としては、社会的自立の促進だけでなく、抜本的な制度改革が必須であり、従来から指定都市市長会が提案している「年金制度と整合する新たな生活保障制度」についても検討を行うべきである。

3 実施体制の整備について

生活困窮者の支援において、生活困窮者の早期把握、伴走型支援体制の構築、被保護者への就労・社会的自立に向けた支援及び生活保護脱却後のフォローアップ等の強化は重要である。しかし、現場のケースワーカーの負担は、急増する被保護者への対応により既に過重となっている。このため、これらの実施に当たっては、民間事業者への委託や嘱託職員の拡充等、現場の負担を増加させない方法による必要がある。また、支援に関する知識と経験を持つ民間事業者は、重要な役割を担うものであり、協働による支援を維持できる制度としなければならない。

なお、これらの生活困窮者支援のための委託料や報酬等の費用については、全額国庫負担とするべきである。

平成24年7月20日
指定都市市長会